

「第3回 三好町緑の基本計画策定委員会」議事

日時 平成20年3月25日(火)14:00～16:00

場所 西館2階 政策審議会室

【出席者】

(委員:敬称略)

曾田忠宏、鈴木清貴、小嶋實、久野韶光、鳥居鎌一、天石惇郎、
伊豆原充、鈴木ともよ、青木眞由美、伊藤文一、増岡義弘、倉橋 洋子

[欠席:近藤剛正]

(事務局)

市川経済建設部長、小島経済建設部次長、川上緑化専門監、野々山緑の推進課課長、
鈴木都市計画課長、宇野都市計画課課長補佐、近藤都市計画課主査

【配布資料】

- ・ 議事次第
- ・ 「第2回三好町緑の基本計画策定委員会」を受け、追加調査した事項
- ・ 第6次三好町総合計画基本構想(案)抜粋
- ・ 三好町航空写真

【質疑応答】

- 委員長 ありがとうございます。今の説明について質問、意見等があったら発言してほしい。
- 天石委員 2つある。1つは、1ページ目で、今、説明していただいた中で黒笹の八幡さんの話が近藤さんの説明の中では出てきたが、この1ページ目の図面には載っていないというのが1つ。
それから、2ページ目で僕が大変気になったのは、近藤さんから耕作放棄地が2.5%との説明があったが、以前他の会議で7.7%以上あると聞いた覚えがある。優良農地のうちで、2.5%の割合なのか。遊休放棄地というのは、優良農地に限って割合を出すのか、それとも放棄された農地のことをいうのか。それによって割合も変わるので、説明してほしい。
- 委員長 1点目は、図面に書き加えれば良い。
- 事務局 2点目について、事務局ではどのように考えているのか。
- 天石委員 天石委員が言われたとおり、農用地が760haあり、その中で耕作放棄地が19haで、2.5%ということである。環境とか、景観を考える時に、今指摘された農用地以外の耕作放棄地も入れて、次回に検討させていただきたい。
- 天石委員 2.5%と7.7%では、かなり違うので、きちんと整理してほしい。
- 天野委員 この間、農業委員会で遊休農地について議題が上がった。地主をまわって、法人に貸すなり、耕作するように話はした。各地区の農業委員が、遊休農地がある程度は減少するよう努力してもらっている。
- 事務局 特にこの農地の問題は、この場で議論してもなかなか解決する問題ではない。今、久野委員から話があったように、共同化、共用化、ボランティアなど、いろいろな側面で議

論をしていく必要がある。それは農政との連携で、別途協議の必要がある問題である。ただ現況の実態を把握する中で、この資料では議論がずれてしまうので、そのへんはもう一度整理させていただく。

委員長 今の話で、今後どのような方向で進めるのか、来年度以降、他の問題とも関連させて検討していくということにしたい。

もう一つ、農地と限らず、手が入らずに荒地になっている土地が結構ある。そういう土地を整理する必要がある。区画整理をした後に、放置されている土地もあり、景観を考える上で、荒廃した感じを与えてしまうこともあるので、そのあたりを図面に落とすと、議論の対象になるのではないかと。

事務局 今の農地という観点もあり、農業委員会のサイドと環境というサイドもあり、勧告通知指導ができればいい。そういったデータもある。ここには出てこないものとして、白地の農地や雑木林なども、高齢化した中で管理できる方がなかなかいないという現状もある。その中でそれに対する対策や組織、助成手段等があると考えられるが、それは今後の議題にさせていただく。

委員長 他に意見、質問は・・・。

増岡委員 今の話と関連するが、この計画は15年後になっている。遊休農地については、15年後も、遊休農地であるかどうかということがある。遊休農地が3倍にも4倍にも広がっていく可能性がある。例えば、農業委員会でも取り上げられたが、現在農業従事者が70代だと、あと10年もすれば農業の維持が難しくなり、遊休農地になりうる。そういった遊休農地や荒地になりそうな場所も図面にかいていただくと、対応も考えられる。

事務局 今、増岡委員が言われたような、遊休農地になる可能性がある農地に関してもデータはある。そういったデータも取り入れた図面を来年度作りたい。

増岡委員 私の近所では70代ならまだましな方で、80歳、85歳という方が農業をやっている。田は、恐らくいろいろな仕組みがあって耕作が可能なのだろうが、畑が問題である。畑は一度荒れると、とんでもないことになってしまう。レッドデータブックではないが、イエローデータブックのようなものがあると思う。

委員長 緑の基本計画を考える上でも農地の問題は非常に大きい。規模、場所、田、畑等、いろいろな条件によって対策が異なると思う。また来年度以降、そのあたりを他の観点からもこの場で検討していきたいと思うので、よろしく。

鈴木ともよ委員 思ったことを二点ほど・・・。

4 ページの三好町で見られる動植物について。日本のレッドデータが用いられているが、日本の自然は多様性に富むので、愛知県版のレッドデータを用いた方がよい。

それからもう一点は、今も話題に上がった荒地について。オレンジのラインで示されているとおりの、いろいろと道路計画があるようだが、私が見た限り、道路ができると農地が荒地になる危険度が上がる傾向があるように思う。また樹林地を切り拓くような道路計画もある。道路が出来上がった後のシミュレーションも考える必要がある。

委員長 愛知県版のレッドデータブックを用いるというのは、的確な指摘だと思う。

また、道路計画についても、今ある道路の緑化だけでなく、予定されている道路計画についても緑化の手法など、共通事項として記載してもいいと思う。

事務局 今のご指摘のとおり、これからの道路計画についても、道路の法面の緑化や、道路だけでなく沿道の規制などいろいろ影響があると思われるので、これについても次年度定めたいと思う。

鳥居委員 僕は三好町で生まれてよかったと、今説明を聞いていて改めて思っている。今人口は5万6千人ぐらいですが、三好町は素晴らしい。今から、20年、21年に向かって実施計画に入っていく中で、できないは別にして、2つの考えを僕は持っている。

先ほども話があったように、遊休農地など、個人の財産であるので権利がついている。この景観を保全していくためには、一部であっても公共が入手する必要があるのではないかと。相続などで、土地を例えば北海道に住む兄弟が相続すると、売却する可能性が高くなる。32平方キロの中で、今このような計画を立てても、公共で土地を持たないことには、成り立たない。場所を決めて、公共で土地を入手するという考え方があっていいと思う。

例として、僕が知っている家が絶えてしまい荒れてしまっている。そのような土地も、町で何とか緑地として保全した方がいいと思っている。

もう一つは、僕は工場をやっているが、工場の緑化に対して、我々も推進せねばならないが、ある程度はお願いしたい。

もう一つ。工場の屋上緑化制度なども、進めるべきだと思うが、そういう場合も補助金等でバックアップしてほしい。そうすることにより、工場周辺の緑化も推進できるのではないかと思う。

三好町が市になる前提の中で、三好町で生まれてよかったと思えるようなまちづくりをお願いしたい。

委員長

今の鳥居委員の発言は、大変重要だと思う。土地は個人財産なのであれこれ言うのが難しい。

今、高蔵寺ニュータウンでは、高齢化が著しく、空家が増えている。高齢の単身で住んでいる方が亡くなると、子供達は他所で暮らしているので、空家になってしまう。そして、手入れもしないので草は伸びて、どんどん荒れてくる。今、私はこの状態を何とかしようとしているが、そういった土地を借り受けるなり、信託を受けるなりして維持管理する必要がある。三好町はまだ新しい街なのでそういう事はないかもしれないが、大量に同じ世代が同時に入居した地域というのは、このような現象が急激に起こる。高蔵寺ニュータウンでも、賃貸などで人が入れ替わる地域では、あまり問題ではない。戸建て住宅地域が、高齢化率が最も高い。そうなった時に、住宅地をどのように管理していくか考えておく必要がある。

天石委員

まだ新しい街だが、気になっているのは、農家の方が経営する戸建てアパートが増えている。新しいちは借り手もいるが、うちの近くでアパートがあるが、築10年、15年となると借り手が減ってくる。今、駅の周りは、戸建てアパートばかりだが、借り手がなくなったらゴーストタウンになってしまうのではないか。こういうことも、今の先生のお話と関連すると思う。

事務局

マンションの話も、鳥居さんの話も、先生の話も、リアリティのある話である。今の鳥居委員の意見は情報として承知しており、もともと樹林地の一角なので、緑地公園として町が購入できないかという話もある。山は生きているので何も手入れをしないと、徐々に宅地も山になっていってしまう。けれども家屋は残っているので、ホームレスが入る危険性もあり怖いので、何とかしてくれと言われる。買い取り制度や、緑地維持の制度を来年から検討せざるをえないと考える。その山林だけというわけにもいかないので、トータルでコーディネートする必要がある。

伊豆原委員

今の問題も、愛知大学が移転することで出てくると思う。これは緑の計画のプランとは次元が違うかもしれないが、将来のまちづくり全体から考えれば、ある地域にとっては死活問題である。廃屋の問題は、全体の計画の中で検討すべき課題である。今のプランでは、どこが行政窓口になるのか。会議の中で話題になって、課題として何とかなくてはと言いながら、どこが、誰がこの問題に手を付けるかということになると、なかなか動きが取れないので、この問題は町全体の課題としてはっきり明記するのが大事だと思う。緑のプランを作る裏側の問題として、記録に残していただくとうれしい。

倉橋委員
事務局

町としては、土地の所有者に草取りなど維持管理について指導しているのか。

所有者には管理するように手紙を出しているが、遠方からはなかなか来てもらえないのが実情である。町が代行で草刈り等やった場合、料金を土地所有者に請求するのかわるか。システムを構築しないと解決しないと考える。

委員長

今の問題は、この場で議論するよりももっと大きい問題なので、三好町の中で関連するいろいろなところで議論をして、方向づけを考える必要がある。個人で対処するのは困難なので、地域全体で考える必要がある。役場としても、個人だと手が打ちにくいと思われるので、地域で考えた方がよい。具体的な方策については、来年度以降検討することにした。

伊藤委員

南部地域であるが、最近沿道に物流倉庫が多数できている。土地利用からすると農家の事情もわかるが、緑が失われている感じがする。農地の中に工場が建っている感じである。物流会社に対して、町として指導は可能なのか。

- 事務局 工場の場合、工場立地法で 20%以上、35m以上のバックゾーンを設け、環境施設を含め 25%の整理がされる。物流の場合は、10%でいいことになっている。その 10%の枠の中で、周辺の家屋等をかんがみて、配慮したバックゾーンを設置するように行政指導はできるが、法制度上規制はできない。
- 今回ここに記載した工場の中で、緑がない工場もあるが、この工場立地法が制定されたのが昭和 49 年で、それ以前に建てられた工場は法律の対象にならない。中小企業に緑地を設けよというのは、酷な話なので、9,000 平米以上の敷地もしくは、3,000 平米以上の工場を建てる時に、20%以上の緑地を設けなさいということになった。工場誘致条例で昭和 35 年以後の法制度前にできたので、緑化の義務がない。法制度以前に建てられた工場を今の法律に合わせてどれだけ緑化できるのか、今後の努力目標であると思う。
- 鳥居委員 今の話だが、僕もそういう立場にいるので真剣である。皆さん方もご承知のように、建蔽率というものがあるから、敷地いっぱいには建物は建てられない。問題は従業員の駐車場で、緑化をする代わりに駐車場にしてしまう。僕が先ほど言ったように、工場の屋上緑化を考えてはどうか。あるいは敷地の法面の部分に木を植えるという方法もある。大きな会社は別だが、中小の工場では、駐車場の確保が優先されてしまう。三好町には 270 社の製造業の会社があるが、大半は中小企業である。緑化に協力するという意味で、事務所の裏や屋上、法面部分、あるいは隣の方と共同でやる方法もある。
- 鈴木ともよ委員 今の屋上緑化の話だが、写真で見ると工場の屋根は大きな面積を占める。田を転用して工場を建てた場合も、屋上緑化によって緑が確保される。屋上緑化を促進する方策を考えてはどうか。
- 鳥居委員 冷暖房で、省エネにもなる。
- 鈴木ともよ委員 屋上緑化は、工場だけでなく一般住宅にも適用できるのではないかと思う。
- 事務局 既存の建物だと、負荷がかかるので難しい。新築の場合は、構造体を屋上緑化対応可能なものにすればよい。役場も庁舎建て替えの話があるが、そういう時に構造体を屋上緑化を考えて設計するのは時代の流れだと思う。
- 委員長 壁面緑化や、屋上緑化、あるいは高木を植えるとか、いろいろ考えられる。一方で、緑化の補助制度も仕組みとして、マスタープランの中に入れて考える必要がある。
- 事務局 工場の立場でできる緑化、戸建て住宅でできる緑化を積み重ねて、町全体に、全町民に認識してもらい、自分のところで何ができるかを意識して、それに取り組んでいただけるようなモデルをたくさん提示して、できる人から取り組んでもらう。安く苗木を購入できるようなことも考えたい。
- 倉橋委員 例えば海外の世界遺産などになっている所は、街全体が統一が取れた街並であるが、日本の東京は、いろいろな色が氾濫している。私が思うには、例えば工場の外壁の色だけでも規制して、色を統一するとか、目に優しい色にするようなことはできないのか。今日名古屋市から来る時に、沿道に倉庫らしい建物が立ち並んでいたが、統一された色で感じがよかった。
- 事務局 工場の緑を増やしてくれというのではなくて、今倉橋委員が言われた景観の話である。今回のテーマは、緑を守るのが一点で、それから二点目には、緑を作り育てる緑化という問題もあるが、最大の目標は、今、先生が言われたように、景観を作ることである。それをどのように作るかというのが、今からの議論である。工場もただ緑の量を増やすのではなくて、カラーだとか、ビューポイントだとか、周辺への配慮について、今後相談していきたいということである。
- 伊豆原委員 先ほど申し上げたように、やれる範囲でやれることはやる。しかし、画一的に何%緑化しろというのはどうか。これから新しく作る所は今の基準で対応する。既存の工場は工夫はできるが、規制をかけるのは、非常に難しい。緑化の一番の狙いは、今、緑化できる所、あるいはしておかなければならないところがそのまま放置されている現状がたくさんあるので、そのような場所の緑化を第一のテーマにしたい。先ほどお話した、10 年後、15 年後にだめになっていることが目に見えている部分に対して、どういう手を打つかというのも緑化の大きなポイントである。それはアイデアとして出すだけでなく、具体的に、ここはこのようにしていきましょと。そうすると地域に分けた時に、どこに工夫、改善の余地

があるのか具体的にプランとして考えられる。それが第一にやるべきことであると思う。

委員長 まずやるべきことは、減りつつあるものを食い止めること。緑を増やすのも大事であるが、減るのを食い止めることも大事である。工場の場合、今は敷地面積だけで緑地率を決めているが、高木を植栽するのも一つの手法である。マニュアルで、緑化に適した木を紹介して協力してもらうのはどうか。壁面緑化には、つる性の植物であるとか、お金がかからない方法を紹介するのもよい。

天石委員 行政も、工場緑地や社会との共生について機会あるごとに啓蒙活動をしていただきたい。我々も、そのような機会で勉強したいと思う。

委員長 共存共栄という、協力できることがあったらお願いしたい。行政として、企業が取り組みやすい形を考えていただきたい。

事務局 地域別に課題を整理したのはとても良いと思う。細かいことだが、各地域共通事項というのがあるが、それを同じ黄色い枠で表現するとよいと思う。これをそのまま報告書に使うのか。

委員長 その予定である。

事務局 そうすると、地域ごとの下に共通事項を入れてはどうか。そうするとはっきりして、わかりやすいと思う。

それから、豊田市、刈谷市、東郷町と、周辺の市町の状況まで踏み込んで記載しているのはよいが、豊田市でも三好町で緑の計画を行っていると言ったら、うちの状況も是非入れてくれと言われた。豊田市では高速道路の緑化を行っている。高速道路を走っていて、豊田市から三好町に入ると緑がないと言われるのは残念なことである。高速道路はシンボリックなものなので、三好町でも高速道路の緑化を検討したらどうか。駅周辺でも、他の地域の人の利用があるということで、重点的に緑化を考えているが、高速道路も同じである。高速道路を通過するのはほんの数分であるが、景観的にも、三好の良さをアピールできると思う。計画の中に道路の緑化はいろいろと入っているが、高速道路も緑化の対象に是非加えてほしいと思う。お願いしたい。

他に意見がなければ、大分時間も押しているのでも、何かこれだけは言っておきたいということがあれば・・・。

増岡委員 先ほどの地域との共生のことだが、法的なこともあるので調べてほしいが・・・。例えば工場の緑化率というのは、周辺と合わせていう考え方はできないだろうか。今、駐車場の話があったが、駐車場用地の緑化を工場が支援することで、全体として工場の緑化率を高めたというふうには考えられないか。少し難しいかもしれないが・・・。

鳥居委員 企業は営利会社であるので、バランスが大事。今の話はいい話であり駐車場を貸す方がそれでいいというのなら話は別である。

委員長 来年度以降の検討課題ということにしたい。

鳥居委員 是非、お願いしたい。

委員長 いろいろな対策の計画を組み立てていくことが大事である。もう一度、議論をしたい。次に、今後の流れについて事務局から説明してもらおう。

事務局説明 今後の流れについて説明。

委員長 これに関連して、三好町には景観基本計画はあるのか。

事務局 かなり以前に作った、古いものがある。

委員長 ただ今の説明について質問、意見等があったら発言してほしい。来年度は、景観と緑という、二つの流れで検討していければよいと思う。

青木委員 緑の基本計画は、この会議で取りまとめるのだが、景観計画はどういう扱いなのか。

委員長 下のところに、景観条例の策定とある。緑の基本計画は、きちんとしたもので、景観計画は似たようなものであるが、環境に関するものが景観には含まれる。

伊豆原委員 景観に関しては、具体的な形の計画はまだ出ていない。

事務局 景観法というのができて、各市町でそういう景観に関する計画を作るというのがある。

委員長 他に意見、質問はあるか。

増岡委員 平成20年度は、3回の会議が予定されているが、この3回で話がまとまるのか。

委員長 やって見ないとわからない。3回はあくまでも予定である。

事務局 予算としては、5回分ある。

委員長 私からの提案であるが、計画案を最後に公表するのは定番であるが、町民に関心を持ってもらうためにも、途中で一度町民に検討経過を公表して、そこでまたいろいろな意見を聞いてもいいのではないかと思う。

事務局 先生のおっしゃるとおりで、都市計画のマスタープランは 4 章からなっているが、各章ごとにパブリックコメントを行って、最終的にもう一回やっている。そういう方法もあるので、そのへんも相談しながら進めていきたい。

委員長 パブリックコメントはよいことだが、そうでなくて町民に集まってもらってこういうことをやっているというようなダイレクトな方法で伝える場があると、町民も関心を持ってくれるのではないか。特にこのような緑や環境の問題は、町民一人一人が意識を持つ必要がある。報告書で結論だけを伝えるのではなく、検討のプロセスを町民に伝えることも大事であるような気がする。そういう場があってもよい。来年度の終わり頃に、お祭りではないが、そういう場を設けると、そこでまたフレッシュな意見が出るかもしれない。そういうことを少し念頭に置いていただきたい。

委員長 他には意見はないか。

事務局 ではこれで今日の議題は終わりということでよろしいか。

事務局 皆様、大変お疲れ様でした。貴重なご意見をたくさんいただいた。町として検討したい。

今後、新年度、このフローでは 3 回の会議となっているが、予算的には 5 回の会議を予定している。新年度については、また新たに連絡させていただくので、よろしく。

これもちまして、平成 19 年度 第 3 回三好町緑の基本計画策定委員会を閉会させていただきます。

一同 礼。

以上